

令和3年第12回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和3年12月22日(水)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 菊池 すみ子
委員 樋渡 奈奈子 委員 林 幹字
委員 小野 聡子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 阿部 英明
次長兼教育総務課長 佐藤 良彦
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
生涯学習課長 水越 森蔵
文化財課長 内海 年一
参事兼教育総務課長補佐 今野 一博
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐々木多恵子
- 8 開会の時刻 午後1時15分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経る
報告第13号 べき事件の議案の作成に係る意見)
臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和3年度多賀城
報告第14号 市一般会計補正予算(第9号)に対する意見)
議案第21号 令和2年度多賀城市教育委員会点検及び評
価の結果に関する報告書について
議案第22号 令和3年度多賀城市教育功績者等表彰につ
いて
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和3年第11回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、樋渡委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和3年第11回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等

の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、11月25日、「特別支援コーディネーター研修会」を開催し、各校の特別支援コーディネーターが参加しました。研修会では、教育長が「特別支援コーディネーターに期待すること」という演題にて講話を行いました。

11月26日、東豊中学校の千葉淳子養護教諭に、養護教諭制度80周年記念学校保健功労者文部科学大臣表彰の表彰状を伝達しました。長年にわたり子どもたちの健康と学びの確保について尽力され、学校保健の普及向上に活躍されました。

同日、「第4回仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

11月29日、「太宰府市との中学生交流事業第1回交流会」を多賀城市民活動サポートセンターにて開催し、本市の各中学校2学年の生徒代表各2名が太宰府市の中学生とオンラインによるリモート交流を行いました。各市の市長、教育長及び各中学校長も参加し、本市の生徒は授業等でまとめた「多賀城市の歴史」、「多賀城市の地理」、「多賀城市の行事」、「現在の多賀城市」を紹介しました。新型コロナウイルス感染症拡大による影響のため、実際に訪問し合うことはできませんでしたが、太宰府市の代表生徒との交流は、本市生徒たちにとって大いに刺激を受ける素晴らしい機会となりました。

12月8日から23日まで18日間の会期で、「令和3年第4回多賀城市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係議案は、本日臨時代理事務報告をいたします「工事請負契約の締結」1件及び「令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第9号）」について、原案のとおり可決されました。一般質問は、12月14日及び15日の2日間行われ、教育委員会関係は4名から4件の質問がありました。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

今年度の市立小中学校への指導主事学校訪問は、12月2日高崎中、12月8日多賀城小にて終了となりました。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、各校学び合い等を工夫するとともに、タブレット端末を活用した授業が多く見られました。

生涯学習課関係ですが、12月2日、「令和3年度青少年育成研修会」を開催し、青少年健全育成多賀城市民会議の役員37名が参加しました。宮城県消費生活センターの主任消費生活相談員 渡邊一夫氏を講師にお招きし、「若者の消費者トラブル その特徴と対応策」について講義をいただきました。

12月2日、「学校支援地域本部事業 地域コーディネーター会議」を開催し、地域コーディネーター12名に参加いただきました。令和4年度から地域

学校協働本部とコミュニティ・スクールの体制を整備していくことを説明し、課題解決について話し合いを行いました。

12月11日、家庭教育事業「星を見る会」を開催し、市内在住の親子30名が参加しました。仙台天文同好会会員5名を講師にお招きし、星座等の説明後、望遠鏡で土星や金星等を観察しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係ですが、11月12日から12月3日まで全4回で令和3年度歴史講座を開催し、32名が参加しました。

10月1日から12月12日まで市制施行50周年記念事業「古写真で見る多賀城の移り変わり」を埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催し、1,113名が観覧しました。

12月18日、イベント「家族でつくる正月飾り」を多賀城史遊館で開催し、小中学生とその保護者が参加しました。

10月1日から12月19日まで市制施行50周年記念事業令和3年度企画展「多賀城への道ー地域を繋ぐ人と交通の古代史ー」を埋蔵文化財調査センター2階展示室で開催しました。4ページを御覧願います。令和3年12月22日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事 報告第13号 件の議案の作成に係る意見）

教育長

次に、日程第4本会議に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第13号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見）」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、臨時代理事務報告第13号について御説明いたします。

議案書の9ページをお願いします。工事請負変更契約の締結について説明します。

これは令和3年3月9日に市議会において議決を受けました、令和2年度特別史跡多賀城南門等復元工事の請負契約についてとなります。

先般の11月24日の教育委員会定例会において、御説明申し上げましたとおり、文化庁からの上限枠、シーリングの考えを示されたことを受けまして、今年度予算の範囲内で、文化庁補助の有効活用の観点から前倒しが可能な工事について検討しました。その結果、工事の一部を前倒しして施工するなどが文化庁との協議を踏まえ、可能となったことから、当該変更により、契約金額を増額する必要が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたものであります。

内容については、11ページをお願いいたします。工事概要書について御説明いたします。

今回の工事につきましては、多賀城南門等復元工事の変更契約、増額変更を行うものでございます。1の件名ですが、令和2年度特別史跡多賀城南門等復元工事でございます。2の施工場所は、多賀城市市川字田屋場地内でございます。3の工事期間は、令和3年3月10日から、令和4年3月21日までであります。

今回の変更分も含めて、年度内に工事が完了する予定でございます。

4の変更工事概要でございますが、多賀城南門の木工事といたしまして、主に(1)の瓦工事用の瓦棧工事(2)の左官工事用の木摺工事の増工事を行うものです。

(1)瓦棧工事につきましては、木下地関連工事として、瓦を設置するための土台となる棧木と呼ばれる木を設置する工事でございます。

(2)の木摺工事につきましては、漆喰壁の下地関連工事として、漆喰塗りの下地となる木摺と呼ばれる板木を設置する工事でございます。

今回、増工する、瓦棧工事と木摺工事につきましては、令和4年度の南門完成に向け、いずれも次の工程を迅速かつ効率的に実施するために、前倒しで実施するものでございます。

続きまして、次のページ、12ページと13ページをお願いします。

12、13ページにつきましては、資料を横にして、両ページを上下で見開きとしてご覧願います。

はじめに、12ページをお願いいたします。

こちらの図は瓦工事用の瓦残工事として、木下地箇所範囲等を示したもので

ございます。

上段の左側と中央部には、栈木と瓦の位置関係について、縦方向と横方向の断面を図示してございます。

上段の右側は、屋根に栈木を取付ける際のイメージ写真となります。

下段部の図は、次の13ページの上段左側の初重平面図を参照願います。

初重の平面図に示してございますが、南門の東西方向の断面をA-A'と表示し、同様に南北方向の断面をB-B'として、表示しております。

ここで12ページの下段の断面図にお戻り願います。

東西方向のA-A'断面及び南北方向のB-B'断面に対しまして、初重と二重のそれぞれの屋根と瓦の間にグレーの着色で示した範囲が瓦栈工事として栈木を取付ける施工箇所でございます。

令和4年度に実施する瓦葺き工事では、今回設置した栈木に瓦を固定していくようになります。

続いて、13ページをお願いします。

こちらの図は、左官工事用の漆喰壁への木摺工事として、下地箇所の範囲等を示したものでございます。

資料上段左側の初重の平面図には木摺工事の平面位置をグレーの着色で表示し、東西のA-A'断面と南北のB-B'断面を合わせて表示しております。

上段の中央と右側には、木摺工事を行う初重部の壁面の範囲を西側及び東側からの立面図で示してございます。

続きまして、13ページの下段左側は木摺のイメージ写真となります。

漆喰塗の下地となる、栈木と呼ばれる板材を、横方向に取付けて、次年度、令和4年度の左官工事の際には、この栈木の上に漆喰を塗っていくようになります。

資料下段の中央と右側の図は、それぞれ木摺工事を行うA-A'断面と、B-B'断面図になります。

初重部の柱間の壁面にグレーの着色で示した範囲が木摺工事として栈木を取付ける施工箇所でございます。

なお、B-B'断面につきましては、A-A'断面を参照願いまして、中央部に扉が取付けられることから、横にした場合には、中央の初重部の柱の上部組物の中に少しだけ着色している範囲を施行箇所として表示した次第でございます。

それでは、お戻り願いまして、9ページをお願いいたします。

ただいま変更工事の概要について、申し上げましたが、変更理由といたしましては、文化庁からシーリングの考えを示されたことを受けまして、今年度予算の範囲内で、前倒しが可能な工事について検討の後に、文化庁と協議の上で、一部分でも前倒しして施工するなどの変更により、事業の促進と次年度工事、工程の

準備、効率化を図ったものでございます。ただいま申し上げました理由によりまして、2の変更前契約金額2億5,300万円から、3に記載しております2,535万8,300円を増額し、4の変更後の契約金額2億7,835万8,300円とするものでございます。

なお、1契約の目的及び5の契約の相手方は記載のとおりでございます。

以上で工事請負変更契約の締結についての説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第13号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計報告第14号 補正予算（第9号）に対する意見）

教育長

次に、臨時代理事務報告第14号「臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第9号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案資料の15ページを御覧願います

臨時代理事務報告第14号「臨時代理の報告について」御説明を申し上げます。17ページをお願いします。

これは、17ページにございますように、令和3年11月26日付けで、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第9号）の調整について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。16ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございまして、令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第9号）の調整について、令和3年11月26日付けで異議ない旨回答しております。ここから、19ページ以降の臨時代理事務報告第14号関係資料、令和3年度教育委員会所管、一般会計補正予算（第9号）書によりまし

て、順に内容を御説明いたします。

はじめに、22ページをお願いいたします。

表の右から2列目の補正額の欄でございます。

補正額の欄一番下に、一般会計予算の歳入補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は、7,671万9,000円です。

補正後の総額は、その右隣の欄に記載の277億2,682万3,000円となるものでございます。

次に23ページの表の欄、太枠で囲んだ10款教育費がございますので、御覧ください。

教育費関係の補正予算額については、太枠内の一番上の行右から2列目に記載されていますとおり、上の列の10款教育費で5,645万8,000円を増額するものです。補正後の予算額は、その隣の額で、31億6,203万7,000円になるものでございます。

今回は、1項教育総務費と4項社会教育費、次のページをお開き下さい。5項保健体育費の補正になります。

内容につきまして、順次御説明いたします。

はじめに、歳出から御説明いたしますので、34ページ、35ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費の2目事務局費で、285万5,000円の増額補正ですが、このうち教育総務課関係 説明欄1 「教育総務課庶務事務」の修学旅行企画料補助金で、58万2,000円の増額は、生徒の保護者が事業者に対して支払わなければならない契約に基づく企画取消料について、昨年度同様に全額補助するものです。

2つの中学校において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、修学旅行先を当初予定していた関東方面から県内等に変更したことに伴い、当初計画した旅行企画のキャンセル料が発生したことから、保護者の負担軽減を図るため補助するものです。

次に、説明欄2 「地域とともにある学校づくり事業（コミュニティ・スクール事業）」は、財源組替えです。

これは、夏季及び冬季休業期間に開催している児童生徒の自主学習を支援する取組、多賀城スコーレに要する経費32万1,000円について、県支出金が交付決定されたことから、一般財源を組替えるものです。次の36、37ページをお願いいたします。

次に、4項2目 社会教育振興費で補正額の増減はありません。生涯学習課関係 説明欄2 「地域とともにある学校づくり事業（地域学校協働活動事業）」

は、財源組替えです。これは、市内小学校の放課後における児童の安心・安全な居場所づくりのため開催している、放課後子ども教室に要する経費556万2,000円について、県支出金が交付決定されたことから、一般財源を組替えるものです。

続きまして、5目史跡保存費で5,200万円の増額補正です。

文化財課関係 説明欄1「特別史跡多賀城跡附寺跡公有化事業」については、特別史跡多賀城跡の公有化に要する経費の増額で、主な項目としまして12節は、土地測量及び家屋移転補償調査に係る業務委託料として378万1,000円、16節の土地購入費2,147万3,000円と、21節で家屋等移転補償費2,651万円を計上するものです。

これは、文化庁の公有化補助金に係る追加申請に際し、宮城県文化財課及び文化庁と協議の上、南門復元等工事の進捗に合わせて、南門周辺及び名勝おくのほそ道の風景地「壺碑」の景観向上を図るため、南辺西地区、現在復元工事中の南門西側の一箇所を公有化するものです。

次に、5項1目保健体育総務費で438万9,000円の減額です。

生涯学習課関係 説明欄1「東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業」で443万7,000円の減額は、事業が終了したことによる減額補正です。

これは、本年開催された東京2020オリンピック・パラリンピックにあたり、本市、仙台市、仙台育英学園とキューバ共和国で事前合宿に関する協定を締結し、オリンピックとの交流などを実施することとしていましたが、協定で定めた競技でキューバ共和国が出場を逃したことから、事業を縮小したことが主な減額の理由です。

また、後ほど歳入で説明いたしますが、併せて県支出金の減額を行い、一部財源の組替えを行うものです。

次に債務負担行為の補正について御説明いたしますので、25ページの第2表債務負担行為補正の表を御覧ください。

はじめに、追加で表の9段目、「たがじょう子どもの心のケアハウス運営業務委託」ですが、令和4年度から令和6年度まで3年間の業務委託を行うもので、令和4年度当初から業務をスタートさせるべく、令和3年度中に契約準備を進めるため、限度額を5,225万円とする債務負担行為を設定するものです。現在、心のケアハウスの運営を8人体制で行っていますが、次年度から民間事業者等へ業務を委託するためのものです。不登校児童生徒に対する支援については、学校復帰というルートだけでなく、社会的に自立することを見据えて、個々の児童生徒の才能や能力に応じた様々な支援を行う体制が求められて

います。

そのため、民間事業者等が持つ専門性、ノウハウやネットワーク、フリースクールとの繋がり等、新たな価値観や柔軟性を取り入れ、不登校児童生徒の多様な支援方法を充実するものです。併せて、スクールソーシャルワーカー等と連携し、在家庭の不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援を充実させていくとともに、各支援団体等とのネットワークづくりを進めます。

今後のスケジュールとして、令和4年2月までに公募型プロポーザル方式で受託者を決定し、契約締結後、業務委託に向けて順次引継ぎを行い、令和4年4月からの開所に向けて準備を進めていく予定です。

次に、追加の表の下から2段目、単年度契約事務に係る各種業務委託等のうち、教育委員会分の新規分について御説明いたしますので、43ページの追加、単年度契約事務に係る各種業務委託等の表を御覧ください。

下段の教育委員会分のうち、70番の「ブックスタート用図書購入費」ですが、ブックスタートとは、乳児の健診時に図書館司書やボランティアの方々が、健診で来場した親子に対して読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするものです。これまでの読み聞かせや推奨本紹介などの取組に加え、絵本をプレゼントすることで、家庭において親子が一緒に過ごす時間を作り、また、読書の習慣をこれまで以上に促進するものです。

令和4年度当初から業務をスタートさせるべく、令和3年度中に契約準備を進めるため、限度額を61万5,000円とする債務負担行為を設定するものです。

恐れ入りますが、25ページの第2表にお戻りください。下段に変更の表がありますが、その一番下の段、業務支援システム借上料の教育委員会分を御説明いたしますので、44ページを御覧ください。

下段の変更の表の一番下の段、業務支援システム借上料で、内訳2「図書館システム借上料」を新たに追加するものです。

これは、市立図書館が平成28年3月にJR仙石線多賀城駅前に移転して以来、使用してきたパソコン等の機器と本の貸出しや返却など図書館運営に係る基幹システムについて更新するもので、令和5年1月から令和9年12月までの5年間で、限度額を1億4,316万1,000円とする債務負担行為を設定するものです。以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、30ページをお開き下さい。

15款2項6目 教育費国庫補助金で、4,160万円の増額補正です。

3節 社会教育費補助金の、文化財課関係 説明欄1「史跡等購入費補助金」4,160万円は、歳出で説明しました特別史跡多賀城跡附寺跡公有化事業に対

する補助金で、今回追加で公有化する事業費分5,200万円に補助率5分の4を乗じた額を計上するものです。

次の32,33ページをお願いします。

16款2項7目 教育費県補助金で、369万3,000円の増額補正です。

4節 社会教育費補助金の、生涯学習課関係 説明欄1「宮城県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」と、説明欄4「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業費補助金」は、関連がありますので、併せて説明します。

まず、説明欄4「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業費補助金」で、588万3,000円の増額ですが、これは、教育費県補助金が新たに採択されたことによるもので、歳出で説明しました教育総務課の「コミュニティ・スクール事業」と、生涯学習課の「地域学校協働活動事業」の事業費の一部に充てるものです。補助率は10分の10となっています。

次に、説明欄1「宮城県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」で、114万9,000円の減額です。

これは、先ほど説明しました、説明欄4「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業費補助金」の対象とならなかった「地域学校協働活動事業」の事業費に対するもので、補助率は3分の2です。

同じく説明欄2「ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策補助金」、133万3,000円の減額は、歳出で説明しました東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業で、本市とキューバ共和国が協定を締結した競技で出場できなかったことから、減額するものです。

次に、説明欄3「東京2020大会へ向けた気運醸成事業等補助金」で、29万2,000円の増額です。

これは、東京2020大会に関して、オリンピックの気運を醸成するための（聖火リレー横断幕等啓発物品の作成に係る）費用に充てるもので、県補助金が新たに採択されたため追加するものです。補助率は2分の1となっています。以上で、歳入の説明を終わります。

なお、本補正予算案につきましては、昨日、12月21日の令和3年第4回市議会定例会の予算特別委員会において審議され、全会一致で可決されました。

以上で、臨時代理事務報告第14号の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただ今の説明について御意見、御質問はありませんか。小野委員。

小野委員

25 ページ、第2表債務負担行為補正（追加）のたがじょう子どもの心のケアハウス運営業務委託のところを教えてくださいなのですが、民間事業者とはどんな方たちなのでしょう。もちろん今から決めていくことになるのだとは思いますが、イメージができなくて教えてください。

教育長

学校教育監。

学校教育監

プロポーザルを行い、手上げ方式で選定を行う予定としておりますが、福祉、教育分野で様々な事業を展開している民間事業者を想定しております。NPO法人等多々ありますのでその方々の中からとなります。

教育長

小野委員。

小野委員

他の市や町でもそういう民間事業者への委託等を行っているのか教えてください。

教育長

学校教育監。

学校教育監

県内のこのケアハウス事業が令和3年度から委託可能となったので踏み切りました。県内ではもしかすると最初になるかもしれません。仙台市で団体へ委託して子どもたちから成人するまでの居場所づくりをしているという事例はございます。

教育長

全国的には東京の練馬区など、区ではやっている。関東地方の方では株式会社でも不登校対応をやっている会社がある。不登校対策コースのプログラムを持っている会社もある。スマホ依存も問題になっていますが、そのスマホ依存対応のプログラムを持っていたり、リスク、検査を持っている会社がある、県内でもN

POで不登校対応をやっているところやフリースクールをやっているところがある。気仙沼市の方でフリースクールをやっている団体は、気仙沼市の教育委員会と提携して不登校対策を行っています。そこはケアハウスを委託しているわけではないので、ケアハウスを委託するのは県内で初めてになるかもしれません。樋渡委員。

樋渡委員

公募という事になれば、初めてのことなので余裕を持って、公募等期間を設けて段階をかけてやっていただけるといいと思います。時間が無い中で忙しいでしょうけれども、余裕を持って進めていただきたいと思います。

教育長

小野委員。

小野委員

専門的な方たちに初めから関わっていただけると効果が生まれるのではと期待をしています。

教育長

次長。

次長

これから公募を行い、プロポーザルを行います。3月までの中で期間は短い中ですが、その中で受託者を決定をして、なるべく早めに決定をして、引継ぎ期間を設けたいと考えております。今まで5年間直営で行ってきておりますが、今後は民間委託を当初は3年間で、その中で評価をしながら検証して色々と検討していくこととしております。この内容につきましては、行政経営会議、多賀城市の最高意思決定会議の決定を受けて検討させていただいておりますので本会議のその他の中で、別途ケアハウスの関係を説明させていただきたいと考えております。そちらの方で詳しく御説明させていただきます。

教育長

それでは、その他何かございますでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

図書館のシステムの更新について、初めての更新という事でしたが、東北学院大学の移転に関して、期限や再契約や何か関係はしてくるのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

このシステムは本を貸したり、返していただいたり、買った本を登録したり、除籍したり、検索したり、どの本がどの本棚にあるかなど、20何万冊ある本を全部管理する、基本的なシステムです。前回更新したのが、図書館を新しくした時なので、大体6年使っていることとなります。今回更新が令和5年1月と考えておりましたので約7年間使うようなこととなります。旧図書館、伝上山にあった時も、同じようなシステムは使っていました。図書館を運営するのに必要不可欠な基幹的なシステムになっております。

教育長

他に質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第14号について承認します。

議案第21号 令和2年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について

教育長

議案第21号「令和2年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。

次長

それでは、議案資料の17ページをご覧ください。

議案第21号「令和2年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」の御説明を申し上げます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、別紙のとおり議会に提出し、公表するものです。

構成につきましては、昨年度と基本的に同様でございます。

内容につきましては、教育総務課の今野参事兼課長補佐から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

教育長

教育総務課参事。

教育総務課参事

それでは、議案資料の別冊となっております、「議案第21号別紙 多賀城市教育委員会 点検・評価報告書（令和2年度事業）」という資料をお手元に御用意ください。

そしてまず、1ページをお開き願います。ページの真ん中の囲みの部分でございますが、この点検・評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条第1項にあります、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」という規定に基づき作成しております。

また、本報告書は、同条第2項に基づき、学識経験を有する2名の方から御意見・御提言をいただいて作成しているものです。本日この定例会で決定されましたら、市議会に提出するとともに、多賀城市のホームページ上で公表するものでございます。

次に、報告書の構成について説明いたします。

まず、3ページから8ページでございますが、ここでは令和2年度における教育委員会の開催状況及びご審議いただきました内容を掲載しております。

次に、9ページから11ページでございますが、ここでは学識経験者の方から昨年度にいただきましたご意見に対し事務局で検証を行い、業務改善に結びつけた取組の概要を掲載しております。

次に、13ページから39ページでございますが、ここでは「多賀城市まちづくり報告書」の中で教育委員会における施策及び基本事業の「目標達成度」につきまして点検・評価を行っております。

13ページに「(1) 評価結果の概要」として表に記載しておりますが、左側の施策につきましては「達成」が1件、「高」が5件、「中」が0件、「低」が1件となっており、右側の基本事業につきましては「達成」が16件、

「高」が7件、「中」が0件、「低」が15件となっております。

なお、詳細につきましては、18ページ以降をご確認いただきたいと存じますが、本年9月の定例会におきまして報告いたしました「令和2年度多賀城市一般会計歳入歳出決算に対する意見について」と同じ内容でございます。

次に、40ページから84ページでございますが、ここでは教育委員会におきまして実施した事業のうち、主要な施策に係る35件の事務事業の状況及び成果向上の余地につきまして点検・評価を行っております。

40ページに「(1) 評価結果の概要」といたしまして表を記載しておりますが、41ページにもう少し詳しい表を掲載しておりますので、そちらで説明いたします。

41ページの真ん中の大きい表に、35件の主要な事務事業ごとに担当課等、決算額を掲載しております。その右側に事務事業の状況、成果向上の余地の面からそれぞれ点検・評価を行った結果を、このページ右上の小さい表に従い1から3までの数字で表記しております。

この評価結果を右下の小さい表にまとめておきまして、令和2年度におきましては35件の事務事業のうち、事業状況について「順調である」が10件、「概ね順調である」が21件、「順調ではない」が4件となっており、成果向上について「向上余地は小」が25件、「向上余地は中」が10件、「向上余地は小」が0件となっております。

なお、詳細は44ページ以降を御確認いただきたいと存じますが、先ほど説明いたしました「まちづくり報告書」と同様に、本年9月の定例会におきまして報告いたしました内容と同じでございます。

今後、これらの評価結果を踏まえ、さらなる業務改善を教育委員会内で行うこととしております。

次に、85ページから91ページでございますが、ここでは学識経験者の意見としまして、昨年度に報告した「点検・評価報告書」と同様に、元塩竈市立第一小学校長の星篤様と、元多賀城市立高崎中学校長の横橋健様のお二人に今年度もお願いし、頂戴いたしました御意見、御講評を掲載しております。

最後に、93ページ以降には、資料といたしまして「多賀城市教育基本方針」、「令和2年度教育重点目標」を掲載しております。

以上で、「令和2年度多賀城市教育委員会点検及び評価の結果に関する報告書について」の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。小野委員。

小野委員

1 ページに、公表しなければならないとなっておりますが、ホームページにこのまま掲載されるのでしょうか。

教育長

教育総務課参事。

教育総務課参事

はい。結果を議会に提出するとともに公表する必要があるとなっております。来年2月の定例会前に市議会に提出した後、ホームページにこのまま掲載されます。

教育長

小野委員。

小野委員

どのくらいの方がそのホームページを見ているかというのはお分かりになるのでしょうか。

教育長

教育総務課参事。

教育総務課参事

現在調べた数字は手元にございませんが、ページごとに閲覧回数が記録されておりますので、調べて御報告します。

教育長

小野委員。

小野委員

わかりました。誰に伝えるのか、義務で公表しているのだとは思いますが何かそれによって効果があればいいのかなとちょっと思いました。

こんな風に評価しているという概要の、1枚物があると見やすくていいのではと思います。そういうのがあると多賀城市の教育について、こういう風に点検していますよ、というのが伝わるのではないのでしょうか。ただ、誰に伝える

のか誰に分かってもらいたいのかというところですが、私も今まで見ていなかったもので反省しています。

教育長

そうですね。膨大な資料を作成したときに、概要版を作るというのが多くなっておりますので、ぱっとみてわかるようなもの、ということですね。小野委員。

小野委員

ただ、それを作るのも大変ですよ。

教育長

教育部長。

教育部長

この点検評価は、市全体として行っている行政評価等から抽出しているもので、全体としてはまちづくり報告書としてビジュアル的にわかりやすく落とし込んだものがありますので、それを見れば市全体の行政の評価、ガラス張りの行政というものが基本になっております。対象は市民の方々に対してでございます。基本はまちづくり報告書となっております。点検評価は外部の方々コメントをいただいてそちらもまとめているものです。

教育長

小野委員

小野委員

確かに学識経験者の意見のところを見れば、大まかなところはわかるのかなと思います。

教育長

その他ございますでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

開催回数が令和2年度にかなり減っている表があったので、コロナ関係でそのようになっているのかお伺いしたいです。

教育長

次長。

次長

今回載せております、事務事業ごとの評価表がございますが、これは9月定例会での決算報告を行いました内容と全く同じです。その内容で、学識経験者の方々に評価をしていただいたものになります。今回、平成31年度と比較して、令和2年度は順調ではないという項目が多かったのですが、これについては、コロナの関係で放課後子ども教室や、太宰府との交流会が事業実施できなかったということがございました。学校給食費も、本来であれば滞納分は個別訪問をして徴収するというのもしていたのですが、そういうこともできなかったということがありました。そういう事業の中で、概ね順調じゃないという評価が出ているところがコロナの影響があるという部分でございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

76ページの多賀城市の社会体育施設のところで、平成31年度と比較して令和2年度は半分以下、人数は4分の1くらいとなっておりますが、ほとんどがコロナの影響と考えてよろしいのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

真ん中より上の手段というところに、休館期間について記載させていただいております。それぞれの施設がこの期間休館をしております。それでまず人数がぐんと減っています。加えて、各施設で行っている事業、各施設で行っているスクール等が実施できなかったということもあって人数が半分以下になっております。

教育長

特に令和2年度は学校も休み、施設も休みという事があったものですから、それが大きな影響になったという事は間違いありません。小野委員。

小野委員

69 ページですが、学校給食費を市で徴収開始したというのは令和2年度から開始したという事なんですよ。これはすごく学校関係者にとっては大変ありがたい。かなり膨大な時間を要したりするので、高く評価できると思います。徴収率は仕方ないとは言え、学校から感謝されたのではないのでしょうか。

教育部長

教育部長。

教育部長

昨年度、令和2年度から公会計としました。今まで、市内小中学校10校は学校の責任の名の下に集めていただいていたのを給食センターに振り込んでいただいておりますが、教職員の方々の負担軽減の一環といたしまして、公会計に踏み切ったところです。システムの改修も必要だったためギリギリ行いました。徴収率98%、99%になっているところでございますが、学校給食費2億4,000万円くらいを市民の皆様に御負担いただいているところで、その1%が集まらないだけでも240万円くらい滞納分が毎年積み上がってきます。今、10年分くらいが積み残しになっており、2,400万円くらいが滞納分となっております。それは議会にもお話ししておまして、来年度からは給食費分も収納課で回る形とすることとしましたので、昨年度、今年度はコロナで訪問できなかったが、来年度からは税金を集める部門で学校給食費も集める体制を整備してきたところでございます。

教育長

皆感謝しております。その他に質問はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第21号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第21号について原案のとおり決定します。

議案第22号 令和3年度多賀城市教育功績者等表彰について

教育長

次に、議案第22号ですが、人事案件になりますので、本件につきまして
は、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたい
と思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

(秘密会の会議録については、別途作成)

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等が
ありましたらお願いします。学校教育監。

学校教育監

子どもの心のケアハウス運営業務委託について御説明いたします。

それでは、資料の1ページを御準備ください。

1の背景ですが、本市では、平成29年度から子どもの心のケアハウスを開
所し、不登校児童生徒が安心して過ごすことができる居場所として、心のケ
ア、自立サポート、学びサポートの3つの機能を軸として運営を行ってきまし
た。

国の動きとしては、平成29年に「義務教育の段階における普通教育に相当
する教育の機会の確保等に関する法律」が施行されたことを受け、令和元年に
文部科学省が示した通知で、「不登校児童生徒への支援は学校に登校するとい
う結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、
社会的に自立することを目指す必要がある」と示されるとともに、「不登校児
童生徒の才能や能力に応じて、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を
行うこと」とされました。こうしたことを踏まえ、不登校児童生徒支援は、学
校や教育委員会の取組の充実に加え、支援方法の多様化を推進していくことが
求められることとなりました。

続いて2ページをお開きください。

現行のケアハウスの直営方式と課題についてですが、ケアハウスは現在会計年度任用職員4人による本部運営と中学校に配置している会計年度任用職員4人の計8人で運営しています。ただし、勤務時間数は制限があり、フルタイムで勤務する職員はおらず、全員が集まる時間を持つことができず、不登校児童生徒に対する支援も学習指導に偏り、画一的であることや、事業経営の専門性が不十分であることが挙げられます。

3の委託業務の概要については、記載のとおりですが、特に今回の委託で新規で実施する内容としては、オの「在家庭の不登校児童生徒に対する支援」やキの「ネットワークづくり支援」といった部分になります。

3ページを御覧ください。

委託予定期間は、3年間を予定し、受託予定額は、1年あたり1,741万7,000円を予定しています。受託者の決定方法については、公募型プロポーザル方式を予定しています。

次に、4の委託業務により期待される効果についてですが、まずは、(1)に記載しているとおり、不登校児童生徒に対する支援方法の多様化・充実ですが、民間事業者等の専門的なノウハウを取り入れ、体験活動を取り入れたり、民間のネットワークを活かして支援の選択肢を増やしたり、多様な支援を行っていくことができるようになります。

次に、考えられる効果として、在家庭の不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援を充実させていくことです。これまでアプローチが難しい状況にあった児童生徒に対しても様々な支援主体が協力して関わりを持ち続けることで、支援に幅が生まれ、適切な支援につなげていくことができると考えています。

4ページを御覧ください。この資料は、人事労務管理や施設管理のスリム化について説明しているもので、後ほど御確認ください。

5ページを御覧ください。コストによる比較ですが、下段の事業運営費については、現行で419万1,000円ですが、委託料の増額が発生することから、1,747万7,000円となり、1,328万6,000円の増額となります。

続いて5の財源ですが、県補助金の「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金」については、令和3年度から運営スタッフの人件費のみで上限額が設定されることとなり、下の参考表のとおり毎年度減額されていく見込みです。また、令和6年度以降は補助金が廃止される予定です。

このように、コスト増や財源の問題はありますが、先程御説明したとおり、委託による様々な効果がありますので、していきたいと思えます。

子どもたちがそれぞれの才能や能力に応じて、多様な学びの中で社会的に自立できる環境を我々が作り、今後の様々な社会的課題を乗り越えていくことができる大人に社会全体で育てていくことができるよう努めてまいります。

6ページを御覧ください。これは、子どもの心のケアハウスを含む「たがじょう心のケア教育相談事業」を示したイメージ図です。後ほど御確認ください。以上で、説明を終わります。

教育長

ただいまの説明で何か質疑はございますでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

今のケアハウスから変えることによって、もっと広いサポートができるという事が一つと、それから、宮城県の補助金が今後減少する中で、今のうちにある程度シミュレーションして、対応を考えていきたいという事が目的として考えてよろしいのでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

おっしゃる通りでございます。県の財源が復興予算と共に減少していくことは、前々から示されているところですが、とても大事な事業という事で、市でも予算を付けていただいているところがございます。県の予算が数年後に無くなった時点では、他の福祉関係の業務との連携を行いながら、うまくコスト的なところも解決しながら進めていかなければならないという長期的な見通しを持っている部分になります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

それに関して4ページに、現在市で直接雇用しているという事で、市の職員の方ではないのですね。ただ、直接雇用してケアハウスに関して取り組まれている方という事でよろしいでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

アの表につきましては、市が直接雇用している会計年度任用職員の数でございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

新しくケアハウスを民間に委託することで、この方たちは逆に言うと働く場所が無くなるという風に解釈するのか、委託先でまた新たにその方々を再雇用してくださるのか、委託先はあくまでも別な民間団体なので、全くここは切り離されていくということになるのでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

これにつきましては、様々な要因があると思いますが、まず委託先の経営の方針などもございますので、そちらもスタッフをきちんと抱えている団体になるかと思えます。また、その委託先の団体が、新たにスタッフを募集していただくときに、現在ケアハウスでお勤めになっている方々に応募していただく、もしくは、その方々にも生活がありますので他の市町で募集している会計年度任用職員に応募していただくようになります。市教委でも特別支援教室支援員などを募集しておりますので、そういった、子どもに関わっていただく仕事に応募していただくという事も考えられます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

新しい事業を行う中で、県からの補助が無くなった後は、市独自として財源を確保して継続して取り組んでいくということで考えてよろしいでしょうか。

教育長

部長。

部長

今は宮城県の補助金を基に事業を進めているところですが、宮城県の補助金が無くなっても子どもの教育というのは市の教育委員会で責任を持って進めていかなければならない部分でございますので、あらゆる手段を講じながら継続していきたいと思っているところでございます。

先ほど雇用の関係についてお話したところでございますが、その部分についても議会から質問がございまして、現在ケアハウスにスーパーバイザーという管理監督責任者がいるのですが、その方を教育委員会内部の方に持ってくるということも含めてマネジメントを一定程度担保することも検討しているところでございます。現在、8名の方が雇用されているところでございますが、その方々の現状の労働時間が資料3ページの一番下の表に記載されております。現在は勤務時間数が4660時間になっております。

これから子どもの新しい居場所づくりや子ども一人一人の特性を向けた形で取り組んだ時に新たにフリースクールを紹介するとか、在家庭、家にいる不登校の方々が小学生33人、中学生68人で大体100人を超えている状況です。その中でケアハウスに通っているのは11人で、のこり90人程度の方は家にいるパターンが多いのが見受けられますので、アウトリーチを強化していくという事が今回の事業目的の一つでございます。そういったシステムに対応していただける団体を探しているところでございまして、今雇用されている方々については、扶養範囲内での勤務希望であるとか各々御事情がありますので、公募する場合は御紹介することとしておりますが、その経営の理念と勤務条件の合致するところで合致するかどうかは担保できない部分であります。他の自治体でもこの事業は宮城県の事業として行っておりますので、雇用の部分はサポートしていきたいと考えております。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

ただ今お話がありましたように、この資料を見ますと不登校児自体は少ないのかな、ただ、潜在的にはもっといらっしゃるのかなと思いました。そういう方たちも含めて、救い上げられるようなシステム作りを考えてということにな

るのですね。

教育長

3ページの表を見ていただくと分かるのですが、全体指導時数が4,660時間から8,000時間に増えるという事になりますし、1日3、4時間だったところが6時間見られるという事になりますので、子どもたちがケアハウスに行ける時間も増えるという事でございます。今よりも大分長い時間カバーできるという事になります。先ほど、東京都の区の名前が出てこなかったのは、世田谷区でした。世田谷区は相当早くからやっております、公設民営での補助支援施設をやっております、全国的にも大分増えてきたというところで、樋渡委員。

樋渡委員

杉並区では学校で塾と同じような事をやっていると聞いたことがあります。

教育長

そうですね。それは特区で行っています。中高連携の学校を作って行っていたと思います。今度富谷市に不登校の特区の学校ができることになると思います。特別のカリキュラムで不登校の子どもに対して教えるという学校もできてきている状況です。今回はそれとは別にケアハウスでございますので、これまでどちらかという学校に戻すというのが強い状況だったのですが、そればかりではないという状況になってきております。学校になじめないときにはケアハウスで勉強を続けるということも支援に入れて、ネットワークを持っている民間の団体さんの方がそういうところに紹介をすることも可能という、そういう方向性もできます。高校の進学も、1年、2年、3年という普通の高校ではなく、宮城県でも単位制の高校が出ていて、やりたい単位から取って行くという高校もできていますし、通信の高校もありますので、そのような情報は民間の方が多く持っていますので、ネットワークをつかっていただければ大変ありがたいと思っております。小野委員。

小野委員

3ページの4の委託業者に期待されることの部分で、アウトリーチ支援というのがすごく重要だと思っております。スクールソーシャルワーカーさんとの連携をどのように進めていくのでしょうか。スクールソーシャルワーカーさんはあくまでも市で何人と雇用されている方々で、ケアハウスの新しい委託業者さ

んがどのように連携されていくのかをイメージしているのかを教えてくださいたいです。

教育長

学校教育監。

学校教育監

スクールソーシャルワーカーは市で雇用してこちらから派遣している方々になります。今年度もケアハウスに常駐していただいているところなので、これを委託の条件として、スクールソーシャルワーカーと常に繋がっていただいて、円滑に家庭とのつなぎ、福祉とのつながりもきちんと担保できるように、民間になったから疎遠にならないようにしたいと考えております。

教育長

その他ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和3年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時15分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和4年1月31日

多賀城市教育委員会

教育長印

委員印

委員印